

市有財産貸付契約書（案）

貸付人 滝沢市(以下「甲」という。)と借受人 ○○○○○○○○○ (以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産について、貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

| 所在地 | 設置場所 | 設置面積 |
|--------|----------|------------------|
| 岩手県滝沢市 | ○○○○○○○○ | ○○m ² |

(使用の目的)

第3条 乙は、貸付物件を「飲食料品自動販売機の設置」の用途に使用しなければならない。

(使用期間)

第4条 本契約の貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(貸付料及び支払)

第5条 年間貸付料は、金○○, ○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を○, ○○○円）とする。ただし、本契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後の消費税率によるものとする。

2 乙は、前項に定める貸付料を、甲が発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 乙は貸付期間内に30日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等の事由により自動販売機の使用できない時、甲に対し既納の貸付料のうち当該期間中の貸付料について日割り計算により算出した額の返還を求めることができる。

(電気料金の支払)

第6条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 甲は、月額電気料金を計算し、乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料金を支払わなければならない。

(使用上の制限)

第7条 乙は、貸付物件について、第3条に定める目的以外に使用してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第8条 乙は、貸付物件に係る賃貸借の全部又は一部を第三者に譲渡し又は転貸しては

ならない。

(物件保全義務等)

第9条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件を故意、その他の事由により損壊し第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

3 甲は貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件について、維持、保存、改良その他の行為をするために要する経費は、すべて乙の負担とする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において、貸付物件を公用又は公共の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(2) 乙が甲の承認を得ないで、貸付物件を第3条に定める目的以外に使用し、又は第三者に譲渡若しくは転貸したとき。

(3) 乙が、故意又は過失により貸付物件を滅失し、き損し、汚損し若しくは荒廃し、又は原形を変形したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、乙が本契約に定める義務に違反したとき。

2 乙は、前項第1号の定めによる契約の解除により損害を受けたときは、甲に対してその補償を請求することができるものとする。

3 乙は、第1項第2号、第3号及び第4号の定めによる契約の解除により損害を受けたときは、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(契約物件の返還)

第11条 乙は、第4条の貸付期間が満了したとき又は前条第1項の定めによりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。

(原状回復)

第12条 乙は、前条の定めにより貸付物件を返還するときは、甲の指定する期日までに乙の負担において貸付物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、乙がこの契約に基づいて貸付物件に設置した施設の処分について、甲と協議が成立したときはこの限りでない。

2 甲は、第4条の貸付期間において、乙が甲の承認を受けずに貸付物件に建物又は工作物(以下「建築物」という。)を設置し、又は原形を変形したときは、当該建築物の撤去その他原状回復を請求することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第10条第1項の定めによりこの契約を解除されたときは、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(協議事項)

第15条 この契約に関して生じた疑義及びこの契約に定めない事項については、必要に応じて甲、乙協議して決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岩手県滝沢市中鶴飼55番地
滝沢市
滝沢市長 武田 哲

乙

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 「自動販売機の据付基準」(J I S規格)や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じること。
- (2) 「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会)や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じること。
- (3) 「照明の自動点灯」「学習省エネ」「ピークカット」など消費電力量の低減技術を導入した機器や、ノンフロン冷媒を採用した機器など環境負荷の軽減に努めること。
- (4) 自動販売機の外観はデザインや使用する色彩など、設置場所周辺への景観配慮に努めること。
- (5) 自動販売機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類は掲示しないこと。

2 販売品目の条件

(1) 自動販売機の販売品目

カップ式を除く飲料または食料品とし、次のものは除く。

<除外品目>

ア 酒類

イ 飲食料品以外(たばこ、雑貨品等)

また、機器(回収ボックスも含む)を設置する前に、機器のカタログを提出してください。

(2) 販売価格

標準販売価格以下とすること。

3 維持管理責任

- (1) 「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ること。
- (2) 転倒防止策を講じる等、安全面を十分確認して設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 機器に併設して、空容器の種類に応じた容器回収ボックスを設置し、回収及びリサイクルを行うこと。また、ゴミの回収及び周辺の清掃を適宜行い、衛生管理の徹底を図ること。また、容器回収ボックスから、容器があふれないように回収を行うこと。
- (4) 商品補充、金銭管理等を適切に行い、トラブル防止を講じること。特に商品の賞味期限には十分注意すること。
- (5) 機器が故障したときは、直ちに保守修理を行うこと。

- (6) 通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自動販売機管理者ステッカーを分かりやすい位置に貼付すること。自動販売機等の故障、保守修理、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、故障等の連絡にかかる経費は設置事業者の負担とすること。
- (7) 法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。